

共和国の単語結合論と旧ソ連の単語結合論

——60 年文法を中心に——

趙 義 成 (県立新潟女子短期大学)

0. はじめに

共和国の文法論において 1960 年と 1963 年に刊行された『조선어 문법 1・2』(以下、『共和国 60 年文法』とする¹⁾)は、共和国科学院の創設後はじめて作られた文法書として、共和国の文法論の全体像を知る上で重要な書籍である。この文法書は 1952 年と 1954 年に旧ソ連科学アカデミーで刊行した『ロシア語文法』(以下、『ソ連 60 年文法』とする)の影響を受けていると推測されるが、単語結合論に関して見ると、『共和国 60 年文法』は『ソ連 60 年文法』と少なからぬ違いがあることが分かる。とりわけ『共和国 60 年文法』の統辞論編では単語結合論の中心的単位である「単語結合」が認められていないが、共和国が旧ソ連の単語結合論を導入するに当たってどのような問題があったのか、共和国の単語結合論はどこに問題があるのかについて考察するのが本発表の目的である。

1. 単語結合の定義

1.1 『ソ連 60 年文法』での単語結合の定義

単語結合に関する『ソ連 60 年文法』の定義は以下のとおりである。

「**単語結合**とふつう呼ばれるものは、自立的品詞²⁾に属する単語 2 つまたはそれ以上の連結によって構成され、単一だが分節された何らかの概念や表象を表わすのに奉仕する文法的統一体である。」(『ソ連 60 年文法』、第 2 巻、第 1 分冊、p.6)

『ソ連 60 年文法』の例でいえば「zakon vseirnogo tjaqotenija (万有引力の法則)」という 3 つの自立語の連結体は、単語という単位に分節しうが全体として 1 つの概念を表す単語結合である。同様に、「uchit'sja v universitete marksizma-leninizma (マルクス＝レーニン主義の大学で学ぶ)」や「nedaleko ot Moskvj (モスクワから近くに)」なども単語結合である。

また、『ソ連 60 年文法』では単語結合を「文を組み立てる材料」、すなわち文の「部品」と規定し、「文の成分としてののみ、また文を媒介としてののみ言語の伝達的単位の体系に入るものとし、文の外では「単語と同様に言語の命名的手段」であるとしているが、この「文の外での、命名の単位としての単語結合」という概念は、単語結合論を理解する上で非常に重要な概念である。すなわち、統辞論の 2 つの研究対象

¹⁾ 『共和国 60 年文法』という呼称は一般的なものではなく、本発表で便宜的に用いるものである。これに対して『ソ連 60 年文法』は一般的に用いられている略称である。なお、本稿で用いている略称『ソ連 70 年文法』、『ソ連 80 年文法』の正式名称については、巻末参考文献を参照。

²⁾ ロシア語において自立的品詞とは、ノーマン (名詞・代名詞・数詞・形容詞)・動詞・副詞を指す。これに対して非自立的品詞とは前置詞・小詞・接続詞である。旧ソ連の文法書の中には、自立的品詞を「品詞(chasti rechi; parts of speech)」、非自立的品詞を「小品詞(chasticy rechi; particles of speech)」と規定するものもあった。ホロドビッチ (1954)でも朝鮮語の体言語尾などを「小品詞」と規定している。

である単語結合と文は、それぞれ「命名の単位」と「伝達の単位」という違いがあり、単語結合が命名の単位であるということは、それが基本的に単語と同じ性質の単位であることを物語っている。

zakon	vsemirnogo	tjagotenija	
<i>n.m.sg.nom.</i> 「法則」	<i>adj.n.sg.gen.</i> 「普遍的な」	<i>n.n.sg.gen.</i> 「引力」	
uchit'sja	v	universitete	marksizma-leninizma
<i>v.inf.</i> 「学ぶ」	<i>prep.</i> 「in」	<i>n.sg.prep.</i> 「大学」	<i>n.sg.gen.</i> 「マルクス＝レーニン主義」
nedaleko	ot	Moskvy	
<i>adv.</i> 「近く」	<i>prep.</i> 「from」	<i>n.sg.gen.</i> 「モスクワ」	

「uchit'sja v universitete marksizma-leninizma」の例の場合、「Ja X(私はXする)」という文において、Xの位置に1つの動詞の代わりに「uchit'sja v universitete marksizma-leninizma」という単語結合が立つことができる。つまり単語結合は分節しうる単一の概念を表す単位であるわけであり、単語に近いものとして捉えられていることが分かる。

1.2 『共和国 60 年文法』での「単語結合」の扱い

『共和国 60 年文法』の統辞論編で「単語結合」という単位を認めていないことは 0. で言及したが、実は、第 1 巻（音論・形態論編）と第 2 巻（統辞論編）で単語結合に対する姿勢は若干異なる。第 1 巻では「単語結合」という単位に言及がなされており、以下のような定義がある。

「문장 안에서 두 개 이상의 실질적 단어들로 이루어진 문법적 통일체를 단어 결합이라고 부르며, 단어 결합은 다시 개별적 개념을 표현하는 단어로 구분된다.」(『共和国 60 年文法』、第 1 巻、p.4 ; 下線は原文)

この定義は『ソ連 60 年文法』のそれとほぼ同じであるが、単語結合論が実質的に展開される第 2 巻では、以下のような記述とともに「単語結合」という統辞論的単位を最終的に認めていない。

「견해에 따라서는 < 단어 결합 > 이라는 하나의 독자적인 언어적 단위를 설정하고 그 구조를 분석하는 것을 문장론의 한 과업으로 삼는다.

그러나 이에 대해서는 여러 가지 점에서 더 많은 연구가 필요하다.」(『共和国 60 年文法』、第 2 巻、p.20)

しかして『共和国 60 年文法』では「単語結合」に代わるものとして、「結合(결합)」と「接続(접속)」という下位部類を持つ「諸単語の文法的連結(단어들의 문법적 연결)」という単位を設定している。従って、『ソ連 60 年文法』において統辞論の研究対象は単語結合と文であるが、『共和国 60 年文法』においては「諸単語の文法的連結」と文とが統辞論の研究対象となる。

1.2.1 『共和国 60 年文法』での「結合」の定義

まず「諸単語の文法的連結」の 1 つめの下位部類である「結合」の定義から見る。

「결합이란 두 개의 단어가 서로 상관적 관계³⁾를 가지면서 문장론적 기능에 따라 연결됨을

³⁾ 同一ページに「우리는 지킨다」という「結合」を説明する部分があるが、そこには次のような記述がある: 「<우리는> >과 <지킨다> 사이에는 하나는 설명을 받는 단어로 되고 하나는 설명을 하는 단어로 되면서 서로 연결되어

말한다.」(『共和国 60 年文法』、第 2 卷、p.18)

この定義を見る限り、「結合」は『ソ連 60 年文法』で言うところの「単語結合」に類似したものであると考えられる。『共和国 60 年文法』では「結合」を「2 単語の関係」に限定しており、『ソ連 60 年文法』における単語結合の定義「2 単語あるいはそれ以上」と食い違いがあるが、実質的には見解に大差はない。というのも『ソ連 60 年文法』では 2 単語の結合を「単純単語結合」と呼んで、これを単語結合の基本パターンと見なし、3 単語以上の単語結合は「複合単語結合」と呼んで、2 次的なものとして見なしているからである。

ただし、『ソ連 60 年文法』に言及のある「文を組み立てる材料としての単語結合」という概念は『共和国 60 年文法』に出てこない。これに関しては、『共和国 60 年文法』で「単語結合」という単位を認めないことと併せて後述する。

1.2.2 『共和国 60 年文法』での「接続」の定義

『共和国 60 年文法』では、「諸単語の文法的連結」のもう 1 つの部類として「接続」を挙げているが、その定義は以下のとおりである。

「접속은 두 개 이상의 단어가 문장에서 제 3 의 어떤 단어에 동일한 문법적 관계를 공동적으로 가지기 위하여 서로 연결되는 것을 말한다.」(『共和国 60 年文法』、第 2 卷、p.17)

「接続」の例として「동해는 깊고 넓은 바다다」、「산이 낮지만 험하다」、「노래에 춤에 연극 등」、「붓하고 먹을 가져 오렴」などを挙げている。つまり、「結合」は 2 単語が従属的關係をもって結びついたものであるのに対し、「接続」は 2 単語（またはそれ以上）が等位的關係をもって結びついたものといえる。

『ソ連 60 年文法』では『共和国 60 年文法』のように「結合」・「接続」という区分を用いていないが、『ソ連 60 年文法』の中に「接続」に類したものが見出せないわけではない。『ソ連 60 年文法』では単語結合の下位部類として一致・支配・接合によって作られる**従位単語結合**と、等位接続詞や列挙のイントネーションによって作られる**等位単語結合**⁴⁾を区分しているが、この「等位単語結合」と呼ばれるものが「接続」に類するものである。

共和国で「結合」と「接続」を区分したことに関して、『共和国 60 年文法』には次のような注が附されている。

「이렇게 접속과 결합은 다 같이 문법적인 것이라 하지만 그 질적인 차이가 있기 때문에 본 저작에서는 단어의 문법적 연결을 이 두 유형으로 갈라서 보기로 한다. 견해에 따라서는 《결합》의 의미를 더 넓게 설정하고 이 접속이나 결합을 모두 《결합》이라 부르기도 한다.」(『共和国 60 年文法』、第 2 卷、p.19)

있다. 《우리는》이라는 설명을 받기 위한 단어를 전제로 하지 않고서는 《지킨다》가 설명을 하는 단어로 될 수 없으며 또 반대로 《지킨다》가 설명을 하는 단어로 된다는 전제가 없이는 《우리는》이 설명을 받기 위한 단어로 될 수 없다. 이렇게 호상 의존하며 호상 제약하는 상관 관계가 두 단어 사이에서 맺어져 있다」(『共和国 60 年文法』、第 2 卷、pp.18-19)。

⁴⁾ その後の旧ソ連では「等位単語結合」を単語結合と認めず、「従位単語結合」のみを単語結合としたが、「接続」のような概念は見出されない。

旧ソ連の見解として、例えば「Ja chitaju knigu i gazetu(私は本と雑誌を読む)」という文において単語結合「chitat' knigu i gazetu(本と雑誌を読む)」は、『ソ連 60 年文法』では「kniga i gazeta(本と雑誌)」という等位単語結合を認めていたが、『ソ連 80 年文法』では「knigu(本を)」と「gazetu(雑誌を)」はそれぞれ個別に「chitat'(読む)」と結びついているとし、等位単語結合を否定している。このような見解は、「knugu」、「gazetu」という曲用形(単数対格形)が「chitat'」と密接な結びつきがあるために、それぞれが個別に結びつくと思なしたためと考えられる。だが、朝鮮語の場合「나는 책과 잡지를 읽는다」という文における「책과 잡지를 읽다」で、「잡지를」(対格形)は確かに「읽다」と結びついているが、「책과」は格の表示がないため、ロシア語のように「책」と「잡지」がそれぞれ個別に「읽다」と結びつくことができず、どうしても「책과 잡지」を 1 つの単位として括る必要が出てくる。『共和国 60 年文法』ではそのようなロシア語と朝鮮語の違いから、「接続」という単位を認めざるをえなかったと考えられる。

2. 「結合」・「接続」の下位区分

2.1 「結合」の区分

2.1.1 結合方式による「結合」の区分

結合方式による「結合」の区分を『共和国 60 年文法』では以下のようにしている(pp.39-41)。

- 1) 位置的な語尾(위치적인 토)による結合
 - a. 格語尾 : 들관을 스치다, 봄'바람이 불어 오다
 - b. 連体形語尾 : 맑은 아침, 똑똑한 아들
 - c. 一部の接続形語尾 : 넓게 파다
 - d. 位置的な副語尾(도움토) : 작년보다 많다, 진주처럼 반짝이다
- 2) 形態変化のない単語による結合 : 모든 사업, 열심히 참가하다
- 3) 補助的な単語による結合 : 들은 대로 이야기하다

一方、『ソ連 60 年文法』では単語結合を以下のように区分している。

- ア) 一致 (規定語が被規定語の性・数・格の形に同化するもの)
- イ) 支配 (名詞斜格形が他の単語の語彙＝文法的意味によって制約を受けるもの)
- ウ) 接合 (従属語の語形変化によらないもの)

これらのうち ア) は朝鮮語にありえない類型で、ロシア語でここに属するものは、朝鮮語では一部は 1)b. に属し、一部は 2) に属している。イ) は朝鮮語の 1) に当たり、ウ) は 1)c. あるいは 2) に当たるが、副詞形のうち「I-게」は変化詞である用言の語形変化による副詞形と見なしたため 1)c. に入り、「-히」は単語形成の接尾辞による不変化詞としての副詞と見なしたため 2) に入る。

上記 3) は、ソ連側にはないものだが、『ソ連 60 年文法』では前置詞などの補助的な単語は単語結合の構成要素と見なさないため、この項目が立てられていない。例えば、「zhit' v Moskve(モスクワに住む)」という単語結合は、主導語「zhit'(住む)」と従属語「v Moskve(モスクワに)」とから成るとされ、従属語「v Moskve」は「前置詞 v を伴った前置格形 Moskve」と記述される。『ソ連 60 年文法』の見解に従えば、3) の類型は 1) に所属すべきものであり、「들은 대로 이야기하다」のような場合、主導語「이야기하다」

と従属語「補助的単語 대로 がついた 들은」との結合と記述される。

2.1.2 結合した単語間の関係による「結合」の区分

単語間の関係による「結合」の区分を『共和国 60 年文法』では次のように見ている。

- 1) 叙述的結合：叙述的説明を受ける単語と叙述的説明をする単語との結合

봄달이 걸리다, 바람이 날리다, 춘희는 돌아서다

- 2) 規定的結合：対象の何らかの属性を伝達的に叙述せず、単に限定して規定する関係をもって結合するもの

당의 해'발, 비치는 곳, 위대한 변혁, 세기적 숙망, 이룩할 날

- 3) 客体的結合：ある対象や状態が成立するために関係する補充的对象の関係をもって結合するもの

양수장을 건설하다, 몸뚱이로 막다, 말뚝을 박다, 밤을 밝히다, 악전고투를 잇다

- 4) 関連的結合：ある行動や状態に関連した一定の状況を語る関係をもって結合するもの

부지런히 일하다, 해마다 늘다, 아담하게 꾸러지다

『ソ連 60 年文法』では名詞の斜格形（すなわち単語結合の従属語となる形態）の類型を ア) 客体的（または対象的）類型、イ) 規定的類型、ウ) 状況的類型と性質＝状況的類型（時間・空間・原因・目的・動作様態など）に分けている。ここで、『共和国 60 年文法』に「叙述的結合」というのがあるが、これは特筆すべき違いである。叙述的結合は、文においては主語と述語の結びつきに他ならないが、『ソ連 60 年文法』では後述のとおり、主語と述語の結びつきは陳述性が生じる結びつきと考えているので、単語結合と見なさない。『共和国 60 年文法』の「叙述的結合」は旧ソ連の理論と真っ向から対立し、文における主語と述語の結びつきが他の「結合」と同列であると認めている。

2.1.3 主導語の品詞による「結合」の区分

主導語の種類による『共和国 60 年文法』の「結合」の区分は「主導語が名詞の場合」、「主導語が代名詞・数詞の場合」、「主導語が動詞の場合」、「主導語が形容詞の場合」、「主導語が冠形詞の場合」、「主導語が副詞の場合」の 5 種類、『ソ連 60 年文法』の区分は「主導語が動詞の単語結合」、「主導語が名詞の単語結合」、「主導語が形容詞の単語結合」、「主導語が代名詞の単語結合」、「主導語が数詞の単語結合」、「主導語が副詞の単語結合」の 6 種類とあり、とりわけて大きな違いは見られない。

しかし、記述方法において、双方はかなりの隔たりを見せる。まず、『ソ連 60 年文法』では単語結合を「前置詞なしの単語結合」と「前置詞ありの単語結合」に大きく分ける。これはいうなれば、補助的な単語の入った単語結合とそうでないものを、真っ先に区分していることになる。さらにそれぞれの格ごとに客体的関係、規定的関係、時間的關係などを結合する動詞の種類を明示しつつ詳しく記述している。

それに対して『共和国 60 年文法』の記述は極めて貧弱である。前置詞に対応する朝鮮語の品詞には後置詞があるが、共和国の文法では後置詞を品詞と認めないため、後置詞を考慮した区分はなされていない。また、それぞれの格の意味は統辞論編でなく形態論編で記述されているが、概略的な記述にとどまっており、『ソ連 60 年文法』に見られるような動詞の種類をいちいち明示することはしていない。記述の分量自

体も『共和国 60 年文法』ははるかに貧弱である⁵⁾。

2.2 「強固な単語結合」に関する記述

「強固な単語結合(공고한 단어결합)」とは、「기능상 개별적 단어에 동등하며 전일한 통일적 의미를 가지고 언어에 분포되어 있는 두 개 이상의 단어들의 결합」(장석훈 1962:7)をいう⁶⁾。『共和国 60 年文法』では「単語結合」という単位を認めないため、「強固な結合(공고한 결합)」として出てくる。「인민군대」などがその例であるが、『共和国 60 年文法』によれば「《인민》과 《군대》의 사이는 (中略) 문장을 구성하기 비로소 결합된 것이 아니라, 이미 어휘론적으로 주어진 공고한 결합」(第2巻、p.23)であるとし、「어휘론적 현상은 그(統辭論の：發表者註) 연구 대상으로 될 수 없음은 당연하다」という。

これに類する『ソ連 60 年文法』での概念は「固定した成句論的表現」、「成句論的単位」として現れる(『ソ連 60 年文法』、第2巻、第1分冊、p.58)。成句論的単位となる単語結合は「構造的にあたかも単語に近づいているようである」(p.58)という。成句論的単位となる単語結合は、個別の単語と似ているという点で、「強固な結合」と非常によく似た概念である。両者の違いは、ロシア語の成句論的単位となる単語結合が依然として統辭論の研究対象であるのに対し、朝鮮語の「強固な結合」は語彙論的単位として統辭論に属さないという点である。

2.3 「接続」の区分

『共和国 60 年文法』における「接続」の類型は大きく分けて「並列的接続」と「従属的接続」があり、前者は「合同的接続(and 型)・対立的接続(but 型)・分離的接続(or 型)」の3つの下位部類がある：

- 1) 合同的接続：높고 푸른 하늘, 빵이와 빵이채, 붓하고 먹
- 2) 対立的接続：낮으나 험하다
- 3) 分離的接続：형이나 동생

1.2.2 で言及したように、『共和国 60 年文法』の「接続」は『ソ連 60 年文法』の「等位単語結合」に当たるが、『ソ連 60 年文法』においても「等位単語結合」を区分するのに、結合接続詞、対比接続詞、分離接続詞によって結びつくとして説明している。

「従属的接続」は「접속되는 하나가 다른 하나에 종속되며 병렬되지 않는」もの(『共和国 60 年文法』、第2巻、p.37)で、『ソ連 60 年文法』にないものである。「형님도 고단하시거든 누우세요」、「우리는 지각하더라도 가겠다」、「땅이 말라서 딱딱하다」などがその例として挙げられている。「接続」は2つ以上の単語がいっしょになって第3の単語につながる関係なので、文において主語が1つあり、述語がつ以上ある場合には、述語が接続形で結ばれていれば、述語間の関係が並列的であれ従属的であれ、みな「接続」と見なされる。つまり、「従属的接続」とは、述語にのみありうる接続である。

⁵⁾ 単語結合の記述は、『共和国 60 年文法』では統辭論編 311 ページ中 32 ページ (10.3%) であるが、『ソ連 60 年文法』は統辭論編 703(第1分冊)+434(第2分冊)ページ中 240 ページ (21.1%) にもなる。さらに『共和国 60 年文法』の記述 32 ページのうち 23 ページは「떠날 리가 없다」、「가는 줄 알다」のような不完全名詞を含んだ分析的な形に関する記述であり、純粹に単語結合に関する記述はわずか 9 ページ (2.9%) に過ぎない。

⁶⁾ また、고신숙(1987:30)では強固な単語結合を次のように規定している：「공고한 단어결합은 두개 또는 그이상의 자립적단어들이 서로 밀접히 결합되어 하나의 전일적인 의미나 개념을 나타내는 단위를 말한다. 공고한 단어결합은 두개이상의 단어들의 긴밀한 결합으로써 하나의 통일적인 뜻이나 개념을 나타낸다는 점에서 성구와 비슷한 점도 있으나 그 뜻을 나타내는 방식과 뜻 그 자체의 특성에 있어서 서로 구별된다.」

ロシア語の場合、述語の等位単語結合も考慮されているが (uvidet' i akhnut' 「見て叫ぶ」、kharasho, no dorogo 「いい品だが値が高い」)、それは「同種成分を糸で貫く原則」(『ソ連 60 年文法』、第 2 巻、第 1 分冊、p.42) によって作られる「等位的なもの」であるので、「従属的接続」のようなものはこれに属さない⁷⁾。発表者の考えでは、『共和国 60 年文法』においては接続形による結びつきを一律に「接続」としたため、「接続」される用言どうしの「同種性」が後方に退き、「従属的接続」の問題が生じたと推測される。

3. 単語結合と文

3.1 『ソ連 60 年文法』に見る単語結合と文の違い

単語結合が「命名の単位」でありつつも複数の単語からなる以上、やはり複数の結びつきである文という単位と単語結合とがどう違うのかについては、旧ソ連でも共和国でも、少なからぬ論争があったものである。『ソ連 60 年文法』以前の段階では、文と単語結合の区分に関して曖昧な論もあったが⁸⁾、『ソ連 60 年文法』はそのような議論を止揚し、文と単語結合を厳然と区分している。すなわち、「単語結合は文とは異なり、言語的交際と伝達の全一的単位では全くな」く、(1) 構造的には、単語結合は「発話において伝達される思考の相対的完結性を条件づける独特の、いわゆる主観的＝客観的な統辞論的範疇(人称・時制・モダリティなど)は特徴的でも典型的でもな」く、(2) 形式的には、「伝達のイントネーションを持たず、主語や述語などの文の成分は単語結合とは無関係」であるという。前者は陳述性(predikativnost'; predicativity)と密接に関わる問題であるが、要するに『ソ連 60 年文法』では、文を特徴づける要素として、陳述性、および伝達のイントネーションの 2 つを挙げているのである。

「わが国の文法科学では、その相互関係と相互作用が今日まで完全には確定していないが、ロシア語の文の一般的な独自の特徴が 2 つ挙げられる。それは伝達のイントネーションと陳述性、すなわち文法的に組織された言語的交際の単位としての文の本質を規定・確定する文法範疇の総体であり、現実に対する話者の関係を表し、完結した思考に関して具象化するものである。」(『ソ連 60 年文法』、第 2 巻、第 1 分冊、p.76)

ここで注目すべきは、陳述性が「文の本質を規定・確定する文法範疇の総体」であるという点である。換言すれば、陳述性は文を特徴づける「文法的手段」と見ているということである。

陳述性を表す手段として、『ソ連 60 年文法』では以下のようなものを挙げている。

- 1) 「モダリティ」(modal'nost')
- a) 「動詞の法の形」(formy glagol'nykh noklonenij)
- b) 「モーダルな小詞と単語」(modal'nye chasticy i slova)
- c) 「イントネーションの特別な形」(osobyje formy intonacij)
- 2) 「時制」(vremija)

⁷⁾ 「従属的接続」のようなものは、ロシア語では従位接続詞によって結ばれた 2 つの文と見なされる。なお、ロシアの文法書では「節」という概念を用いず、「主語—述語」という構造があれば、みな文と見なすため、複文の従属節と主節などはそれぞれ 1 つの文と見なしている。

⁸⁾ 例えば Shakhmatov(1941:274)では、単語結合と文を以下のように定義している:「**単語結合**と呼ばれるものは、文法的統一体を形作る単語の結びつきで、その単語のうち 1 つが別の単語に従属することで表される。2 つ以上の単語から構成される文もまた単語結合であるが、完結した単語結合である」。すなわち、Shakhmatov(1941)では、文を「完結した単語結合」、一般の単語結合を「完結しない単語結合」と規定している。

- 3) 「人称」(lico)
- 4) 「イントネーション」(intonacija)

3.2 『共和国 60 年文法』に見る単語結合と文の違い

『共和国 60 年文法』においても旧ソ連と同様に、単語結合と文を区分するのに「述語性(술어성)」という概念を用いており、以下のような規定がなされている。

「술어성이란 진술의 내용을 현실에 귀착시키는 것이다. 우리 모두가 객관적 현실 속에서 살고 있는 한 술어성은 문장의 필수적 표식이다.

언어적 교제의 기본 형식으로서의 문장은 현실과의 이리저리한 관계에 놓이는 조건 하에서만 자체의 사명을 달성할 수 있다.」(『共和国 60 年文法』、第 2 卷、p.5)

「述語性」に関しては共和国でも多くの論議がなされたようで、用語面でも「述語性」以外に「陳述性」も用いられたようである。この「述語性」を表す手段として『共和国 60 年文法』で挙げているものは以下のものである。

- 1) 「モダリティ(양태성)」
 - a) 「法の形(법 형태)」・「時制の形(시칭 형태)」、とりわけ「未来時制」
 - b) 「モーダルな単語(양태적 단어)」……「様態動詞・様態副詞・様態助詞」
 - c) 「特殊な類型の統辞論的手段(특수한 류형의 문장론적 수단)」

…… (Ⅱ-ㄴ 수 있다, Ⅱ-ㄴ 듯하다, Ⅱ-고 싶다 など)
- 2) 「時制(시칭)」
- 3) 「聞き手と話し手の関係(청자와 화자의 관계)」……「人称・階称」および「尊称」
- 4) 「言語的環境(언어적 환경)」
- 5) 「イントネーション(어조)」

共和国のものをソ連のものと見比べると、概して同じであることが分かる。「(4) 言語的環境」がソ連側にはないものであるが、これはソ連側では「(3) 時制」の中に「発話の状況と文脈によって作られる時制の統辞論的意味」となっている⁹⁾。言うなれば、共和国側ではこれを、「述語性」を表す 1 つの手段として独立させたことになる。

4. 単語結合の設定に関わる論議

4.1 『共和国 60 年文法』での論議

『共和国 60 年文法』第 2 巻の序論によれば、朝鮮語において「単語結合」という単位を設定する際に問題となる事がらとして、以下のようなものを挙げている：① 単語結合の境界引きが不明瞭であるという問題、すなわち単語の結びつきのうちどれを単語結合と見なしどれを見なさないのかという問題、② 「叙述的結合」をどう扱うかという問題、すなわち主語と述語の結びつきに陳述性が生じるからといって、これを単語結合から除外しうるのかという問題、③ 単語結合から除外される「叙述的結合」や「接続」をいか

⁹⁾ 例えば「ogon!(火だ)」という発話は、その状況と文脈によって「撃て」という意味にもなり、「灯をつけろ」にもなり、「火を持って来い」にもなり、「火が見える」という意味にもなりうるという。

に扱うかという問題、すなわちロシア単語結合論の枠内に収まらない単語の結びつきの扱い方の問題。このような問題点をかんがみて、『共和国 60 年文法』第 2 巻では単語結合よりも包括的な概念である「諸単語の文法的連結」を採用したようである。

まず第一に、単語結合の境界引きの問題に関して『共和国 60 年文法』では、規定的結合はみな単語結合に含まれるが、それ以外の結合は「緊密なもの」だけが単語結合に含まれるとし、「그 <긴밀한 것>의 한계가 과연 설정될 수 있겠는가」(『共和国 60 年文法』、第 2 巻、p.20)と問題提起している。「緊密なもの」とは、おそらく「関連的結合」の一部と「客体的結合」とを指し、そうでないものは「関連的結合」の一部を指すものと思われる。この問題は「関連的結合」において、すなわち状況語が従属語となる単語の結びつきにおいて、いかなる状況語が単語結合を形作り、いかなる状況語が単語結合を形作らないのかという問題と関わる。

(1) 다른 병원에도 혼수상태에서 헤메는 학생이 있을 수도 있다. (회색병원 68)

(2) 이 작품에서는 신문사지국이라는 소재가 가지는 한계를 극복하기 위해 개별 인물들의 상징적인 표현이 필요했다. (자전거는 팔배타고 244)

例えば、上の例(1)で「혼수상태에서」は「헤메는」と結びついていることが比較的是っきりしているが、(2)の「작품에서는」は、ともすると「필요했다」と結びついていると考えることもできるが、「작품에서는」以降の部分全体と結びついている可能性もあり、結びつく単語がはっきりしない。このような問題は、西欧のヴァレンツ理論やアーギュメント構造理論においても、状況語が叙述語の項となりうるのか問題となる部分でもあり、『ソ連 80 年文法』でもときどき問題となる部分である¹⁰⁾。

しかし、発表者の見解としては、「緊密なもの」と「緊密でないもの」、単語結合に加わる「緊密でない」状況語と単語結合に加わらない状況語の間には、本来明確な境界があるわけではなく、連続的に存在しているだろうから、それぞれを明確に境界づけることは不可能である。さらにまた、単語結合の代わりに「結合」・「接続」を設定すれば、この問題が解決されるとも限らないであろう。「結合」を設定しても、上の(2)のようなものが「結合」であるのか、そうでないのかという問題は常に伴うのであり、「明確な境界が引けない」という理由で単語結合を認めないという考えには疑問を感じざるをえない。

2つめの「叙述的結合」の問題であるが、共和国で主語と述語の結びつき、すなわち陳述的結びつきを「結合」と認めたことは、共和国の単語結合論の方向性を探る上で 1 つの重要なポイントとなると思われる。『ソ連 60 年文法』では、文中における主語と述語の結びつきには文のしるし(priznak)である陳述性が生じると考え、これを単語結合と認めない。例えば「Ja chitaju knigu(私は本を読む)」という文で、述語「chitaju(読む；直説法 1 人称単数現在)」は陳述性の柱である時制・ムード形式をとっているが、そのような形式は主語「ja(私が)」との照応によって実現するので、主語と述語の結びつきは文を形作る結びつきであって単語結合ではないとする。従って、主語と述語を持つ文は常に「陳述的結びつき＋単語結合」という形式を有し、理論上では文と単語結合は明確に区分されている。

しかし、『共和国 60 年文法』では主語と述語の結びつきを、「述語性」を持った伝達の単位と見なしていない。また万一、主語と述語の結びつきが伝達の単位であると仮定しても、例えば「오히려 준다」のような場合には、それが直ちに文とはなりえないとし、陳述的結びつきは伝達の単位(すなわち文のしるし)ではないと主張している。

¹⁰⁾ 『ソ連 80 年文法』では、単語結合に加わる状況語と、文全体と連関する状況語の 2 つを区別しているが、この場合にもその境界ははっきりしない。

発表者もまた、朝鮮語の場合、主語と述語の結びつきが直ちに陳述性を生じさせるとは考えていないので、陳述性をたてに主語と述語の結びつきを単語結合から除外すること賛成しかねる。つまり、朝鮮語はロシア語のように主語と述語の照応によって述語の時制・ムード形式が決まるわけではなく、述語のみでその形式が決まるからである。そうであるならば、朝鮮語はロシア語とは異なり、主語と述語の結びつきは陳述性とは関連せず、単語結合に属すると見ればよいのであって、ロシア語と異なるからといって単語結合という単位それ自体を否定するのは妥当な見解とは言えない。

また「옥희는 춘다」に関しては、『共和国 60 年文法』は少なからぬ誤解と没理解があるように思える。「옥희가 춘다」の不完全さは、それが「陳述的結びつきである」からではなく、「춘다」という動詞の語彙＝文法的な意味の不充分さの問題である。つまり、「춘다」は語彙＝文法的な意味の不充分さゆえに、「춤을 춘다」、「탱고를 춘다」のように体言の対格形を必ず伴うのである。この問題は旧ソ連の文法論でも扱われている問題で¹¹⁾、朝鮮語において主導語の語彙＝文法的な意味の不充分さゆえに従属語を必ず伴うものとして、조의성(1997)でも以下のような単語について指摘している。

되다(なる) —— 의사가 되다

간주하다(見なす) —— 바보로 간주하다

생기다(見える) —— 예쁘게 생기다

従って、「옥희는 춘다」のタイプで問題となる「不完全さ」を、陳述性や伝達の問題と関連づけるのは大きな誤りであり、これをもってして「単語結合」を認めない理由とするのは困難である。

3つめの問題、すなわち単語結合という単位を認めた場合、そこから除外される「叙述的結合」や「接続」をどう扱うかという問題に関しては、『ソ連 80 年文法』で興味深い見解が出されている。『ソ連 80 年文法』では、文における単語の結びつきには単語結合以外にも陳述的結びつき、受動形と造格形の結びつき、状況語と文全体の結びつきというものを設定しており、文において単語結合以外の結びつきを認めている。

このような観点に立てば、文を形作る単語の結びつきは、何も単語結合だけに限らねばならない必然性はない。そして、現に『共和国 60 年文法』でも「結合」・「接続」という2つの単位を認めている。内容的に見たとき、『共和国 60 年文法』の「結合」は実質的に『ソ連 80 年文法』の単語結合とほぼ同一のものであるが、これを「単語結合」でなく「結合」という別のものとしなければならない必然性があるのか、発表者には疑問である。

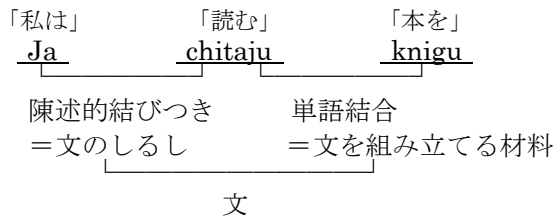
4.2 陳述的結びつきと「単語結合」否定との関連

上の 4.1 で触れたように、単語結合を認めない理由として『共和国 60 年文法』が指摘する3つ問題点が、発表者は明確な理由となっていないと考え、『共和国 60 年文法』が単語結合を認めない、なお別の理由があるように思う。

陳述的結びつきの問題と関連して、発表者は次のような推測をする。『共和国 60 年文法』のように主語と述語の結びつきを陳述性の生じるものと認めず単語結合であるとするならば、単語結合と文は形式的な違いがなくなる。例えば「私は本を読む」という場合、ロシア語は下に示すように「ja」と「chitaju」の結びつきが陳述的結びつきとして、単語結合から除外され、「chitaju knigu」の部分のみが単語結合とさ

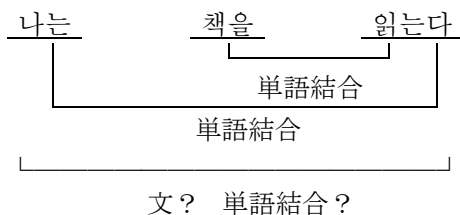
¹¹⁾ 『ソ連 60 年文法』では「いくつかの単語は意味の不完全さゆえに、拡大せざるをえない」(第2巻、第1分冊、p.18)という言及がなされているが、この考えは『ソ連 80 年文法』においても「情報的に不十分な関係」へと引き継がれ、単語結合の1つの類型とした。

れる。



このように、ソ連の理論では、陳述的結びつきと単語結合が明確に区別され、前者は「文のしるし」、後者は「文を組み立てる材料」という地位が与えられる。

これに対し、『共和国 60 年文法』で投げかけた疑問どおりに「単語結合」という単位を認め、さらに主語と述語の結びつきを単語結合と見なすとなると、下の「나는 책을 읽는다」の例のように、文全体が単語結合となってしまう、文と単語結合との境界が曖昧になる。さらに文と単語結合の形式的な等価性ゆえに、単語結合の持つ「文を組み立てる材料」という機能も曖昧になり、単語結合という単位をあえて設定し文の外で「文を組み立てる材料」として分析しなくても、文の中で文の成分として研究すれば十分に単語間の関係を研究することができることになる。



それゆえ「《문장에서 분할되어 문장 밖에서 연구되는》 언어의 한 단위로서의 단어결합 문제는 앞으로의 더 깊은 연구를 예전하면서 이를 다루지 않는다」(『共和国 60 年文法』、第 2 卷、p.20) とし、「다만 조선어의 문장 안에서 이루어지는 단어들의 온갖 결합과 접속에서 볼 수 있는 그 구조적 특성을 밝히며 그 합법칙성을 고찰」(『共和国 60 年文法』、第 2 卷、p.20) することになったと考えられる。

このように考えると、『共和国 60 年文法』では主語と述語の結びつきを「文のしるし」と見なさないことによって、換言すれば主語と述語の結びつきを「単語結合」的なものと見なすことによって、単語結合と文との区分が曖昧になったため、『ソ連 60 年文法』で設定したような「単語結合」を設定することができなくなったと考えられる。

これに関して発表者の見解は『共和国 60 年文法』とは大きく異なり、それでも文と単語結合は区別されうると考える。朝鮮語における陳述性が、主語と述語の結びつきの中で実現されないとすれば、他の手段によって陳述性が生じると考えねばならないわけだが、例えば上の「나는 책을 읽는다」という文の場合、この文が「내가 책을 읽다」という 3 単語の結合からなるとしても、何らかの手段によってその単語結合に陳述性が付加されて文となると考えることはできないか。例えば、「읽는다」という語形それ自体によって陳述性が生じたり、あるいは「나는」の「-는」というモーダルな語尾によって生じると考えることも可能である。また、次のような例はどうであろうか。

(3) 어둠 속에서도 여전히 골목은 밝았다. (오리 사냥 239)

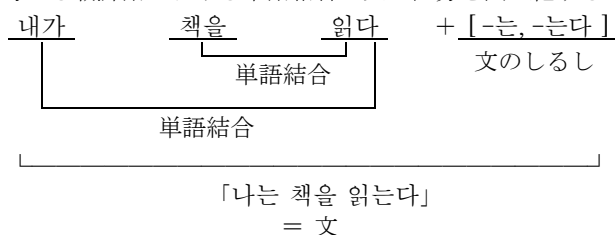
結合の観点から見れば、文から抽出しうる単語結合は「밝다」を主導語とする「여전히 골목이 밝다」であり、「어둠 속에서」はあるいは「밝다」と結びついているかもしれないし、あるいは「여전히 골목은

そのように考えれば、単語の結合の問題と文の成分の問題を混同するのは少なからず問題があると考えられ、また文から単語結合を抽出し、「文の外で研究される、文を組み立てる材料としての、命名の単位としての単語結合」を研究するという、『ソ連 60 年文法』でなされるような単語結合の研究は充分に可能であると考えられる¹²⁾。

『共和国 60 年文法』の単語結合論の今一つの問題点として、分析的な形に関する処理が挙げられる。『共和国 60 年文法』における「結合」は「自立的単語どうしの結合」と「補助語または補助的に用いられる単語についての結合」に分けられている。補助的単語に関連した結合の問題は、それ以降も共和国では多くの論議がなされたようである。この問題に関して、発表者は次のような 2 つの問題提起をしたい。

2) 用言の分析的な形の問題。この問題は上記 1) と関連する問題である。「Ⅲ 가다」、「Ⅰ-고 있다」、「Ⅱ-ㄴ 나위도 없다」、「Ⅱ-ㄴ 법하다」などの分析的な形を、『共和国 60 年文法』では全て「補助語または補助的に用いられる単語についての結合」として扱っている。このような用言の分析的な形は、広い意味で用言のパラダイムに属するともいえる性格のものであるので、これらを「結合」と見なしてもよいのか問題となろう。この問題に関して、『ソ連 60 年文法』では次のような指摘がある。

共和国では一般的に、分析的な形を認めていないので、それらが単語のパラダイムに入ることはない。なので『共和国 60 年文法』では、そのような分析的な形をみな「補助語または補助的に用いられる単語についての結合」に入れざるをえなかったようである。しかし、『ソ連 60 年文法』の指摘を見る限り、分



析的な形と単語結合は厳密に区別されねばならないと考える。

5. おわりに

以上のような検討により、共和国の単語結合論が旧ソ連の理論を土台にしていることはほぼ確実であり、その影響力は決して少ないと思われる。おそらく、解放後に旧ソ連の文法論が大々的に導入されて共和国の文法論の基礎が形作られ、旧ソ連の文法論を実際に朝鮮語に適用させ、分析した研究の成果が『共和国 60 年文法』であるといえよう。朝鮮語とロシア語の違いに端を発するいくつかの問題に関して、新たな試みをした跡が見られるが、理論的な枠組みや文法用語などは依然として旧ソ連の文法論の影響下にあると見るべきである。それは単語結合と文との区分方法、単語結合の種類の区分方法、陳述性の設定方法などを比べてみれば明らかである。そのような基本的概念は、それ以降の共和国の文法論でも引き続き見られるものである。

しかしながら、『共和国 60 年文法』の統辞論編で「単語結合」という単位が認められなかったことは、これ以降の共和国の単語結合論を考える上でも、注目すべき点である。その大きな原因の 1 つとして、発表者は陳述的結びつきを「結合」と認めることにより、単語結合と文との区別が曖昧になったことをここで明らかにした。

また、単語結合を「文の外で、文を組み立てる材料として研究されるもの」という観点も、単語結合と文とをどのように区分するかという問題と絡んで、共和国内で相当の議論があったと推測される。旧ソ連の単語結合論は主導語の**語彙＝文法的特性**によって、いかなる従属語の**形**が結合するかというのが重要な研究となっており、これは単語結合論の核心部分でもある。発表者としては、共和国が「文の外での言語的単位」としての単語結合を等閑視してきたことは、単語結合論の核心部分に触れないという点で、大きな問題があると考えられる。

附. 『共和国 60 年文法』以降の単語結合論の流れ

1. 単語結合論の全般的な流れ

4. で見たように、単語結合という単位を認めずに、文の中での単語の結びつきを分析した共和国の研究は、その後서상균(1997)にも指摘があるように、文の中で単語がどのように統合されるかという「文成分論」的な立場に傾くようになる。

a) 金大学派

金日成総合大学(金大)系統の学派から出されたと考えられる 김일성종합대학출판사(1972)では、単語結合論が完全に消え、文の成分の「結びつき成分(맞무런성분)」に編入された。これは単語結合という統辞論的単位を認めないことを意味する。その後の 김일성종합대학출판사(1976)では、再び単語結合論が復活したが、単語結合それ自体に関する議論は少なく、依然として 72 年同様に「結びつき成分」に記述の重点が置かれている。ここでは「단어결합이란 의미-문법적으로 연결되고 문장에서 그 구성자료로 되는 2 개 또는 그 이상의 단어들의 결합」(김일성종합대학출판사 1976:348)と説明がなされており、単語結合は「文の外で研究されるもの」ではなく、あくまで文の内部で研究されるものと見ている。

金大学派で単語結合論の比重が高いものは 김영환(1983)である。ここでは、単語結合は「형태-의미적으로 연결되고 문장에서 그 구성자료로 되고있는 두개 또는 그 이상의 단어들의 결합」(김영환 1983:46)と

規定しており、「構造＝機能的」である文の成分とは一線を画している。また、「문장은 언어행위의 기본단위로서 문장의 본질적인 문법적표식인 진술성을 가지나 단어결합은 언어행위를 이루기 위한 한개 토막으로서 풀이성을 가지지 않으며 오직 문장의 구성자료의 단위에 지나지 않는다」(김영환 1983:46)ともあり、単語結合論の原点に立ち返ったような感がある。

金大学派における単語結合論の最新研究としては、백준범(1992)が挙げられよう。この研究は金大学派の分類に依拠して、単語結合を「主語的結合」、「補語的結合」、「引用語的結合」、「状況語的結合」、「規定語的結合」に分け、その下位部類を細かく分けている。共和国の単語結合論の研究の中では、最も詳しい内容を持つものの1つである。ただ、「補語的結合」の中に「時間的結合」、「場所的結合」、「手段結合」、「資格結合」、「原因結合」などが含まれており、下位部類の分類方法に若干の疑問点が残る。

b) 科学院学派

科学院の系統では 70 年代の動静を知るのが困難であるが、80 年代に入り 김용구(1986)の見解が明らかになった。ここでは「諸単語の結合関係(단어들의 결합관계)」というかなり広域な関係を設定し、単語結合をその中の1つと見なしている。「諸単語の結合関係」は形態論のレベルである「合成語(합친말)」から統辞論のレベルである「単語結合」、そして単語結合の下位部類である「結合体(결합체)」まで含まれており、単語結合が統辞論においていかなる地位を占めているのかが曖昧である。

김갑준(1988)は 김용구(1986)で提起された「諸単語の結合関係」という概念を踏襲しつつも、「合成語」、「複合語」、「強固な単語結合」は個々の単語と同様に統辞論的な結合関係と認めることができないとし、「諸単語の結合関係」から除外した。また、補助的単語に関しては、基本的に「諸単語の結合関係」の対象とはなりえないが、西欧語の前置詞などとは異なり品詞的機能が強いので、条件的・相対的な結合関係の対象とはなりうると、慎重な態度を示している。

2. 単語結合の種類の区分方法の流れ

a) 金大学派

김일성종합대학출판사(1976)は単語結合を「縛り結合(매임결합)」と「広げ結合(벌림결합)」にまず分けているが、これは『共和国 60 年文法』における「結合」と「接続」に当たる。前者はさらに「主語結合(세움결합)」、「補語結合(보탬결합)」、「引用語結合(들임결합)」、「状況語結合(꾸밈결합)」、「規定語結合(엮음결합)」に分け、後者は「合わせ結合(합침결합)」、「対立結合(맞섬결합)」、「分け結合(가림결합)」に分けている。『共和国 60 年文法』と比べると「引用語結合」が新たに加わった他は同じである。김일성종합대학출판사(1983)では、それぞれの「結合」の名称が変わっただけで、区分自体は 76 年と同じである。

b) 科学院学派

科学院学派では「諸単語の結合関係」という包括的な概念を通して単語結合を捉えたので、『共和国 60 年文法』や金大学派のように主導語と従属語の関係（主体的・客体的・状況的など）による区分はなされていない。この問題に関して 김갑준(1988)は「모든 경우에 그러한 성분으로 되는것은 아니며 더욱이 단어결합이 문장의 구성재료로 될뿐 문장에 들어가기 이전에도 존재한다는것을 고려할 때 이것은 적합한 세분법이라 할 수 없다」(김갑준 1988:57-58)として、「主体的、客体的、状況的」といった区分法を否定している。これは主導語と従属語との間に生じる関係を、文の成分の問題として処理していることを意味するが、単語結合が「文に入り込む以前にも存在するということを考慮」するならば、むしろ文の成分といった視点と異なる視点から、主導語と従属語との関係を論じなければならないのではないかと

いう疑問を、発表者は投げかけざるをえない。

3. ロシア単語結合論の流れ

旧ソ連ではその後、単語結合それ自体より、単語間の結びつきの関係を研究する動きが活発になり、『ソ連 70 年文法』では単語結合自体に関する記述が大々的に減る代わりに、「単語の従属的結びつき」という項目を立てて単語の結合に関する詳しい記述を行なった。この傾向は『ソ連 80 年文法』でも同様である。しかし、発表者の見た限りでは、単語結合自体の記述が減ったからといって単語結合に関する研究が後退したと見ることはできず、むしろそれまで不充分だった部分を補いつつ、単語結合論の議論をさらに深めている感がある。

注目すべきは、(1) 「等位単語結合」を単語結合と見なさず、2つの結合の複合と見たこと、(2) 状況的關係が規定的關係に吸収されたこと、(3) 規定的關係の下位部類として主体的關係を設定したこと、(4) 補充的關係を設定したこと、(5) 単語結合をなさない状況語と単語結合に入り込む状況語を区分したこと、などがあげられる。

参考文献

a) 共和国の文献

- 고신숙(1987) 『조선어리론문법(품사론)』, 과학, 백과사전출판사
과학, 백과사전출판사(1979) 『조선문화어문법』
과학원 언어 문학 연구소(1960) 『조선어 문법 1』, 과학원 출판사 (『共和国 60 年文法』)
과학원 언어 문학 연구소(1963) 『조선어 문법 2』, 과학원 출판사 (『共和国 60 年文法』)
김갑준(1988) 『조선어문장론연구』, 과학백과사전종합출판사
김영환(1986) 『문화어문장론』, 김일성종합대학출판사
김용구(1986) 『조선어리론문법(문장론)』, 과학, 백과사전출판사
김용구(1989) 『조선어문법』, 사회과학출판사
김일성종합대학출판사(1972) 『문화어문법규범(초고)』
김일성종합대학출판사(1976) 『조선문화어문법규범』
백준범(1992) 『조선어 단어결합과 단어어울림 연구』, 사회과학출판사
장석훈(1962) 「현대 조선어의 공고한(성구론적) 용언적 단어 결합에 대하여」, 『조선 어학』, 1962 년 제 4 호
朝鮮 語文 研究會(1949) 『朝鮮語 文法』, 文化出版社, 平壤
편집부(1963) 「《진술성》에 대한 학자들의 견해」, 『조선 어학』, 1963 년 제 2 호

b) 旧ソ連の文献

- Akademija nauk SSSR(1954) «Grammatika russkogo jazyka», Tom II, Sintaksis, Chast' pervaja, Izdatel'stvo akademija nauk SSSR, Moskva (ソ連科学アカデミー『ロシア語文法』、第 2 卷、統辞論、第 1 分冊、ソ連科学アカデミー出版社、モスクワ) … 『ソ連 60 年文法』
Akademija nauk SSSR(1970) «Grammatika sovremennogo russkogo literaturnogo jazyka», Izdatel'stvo «Nauka», Moskva (ソ連科学アカデミー『現代ロシア標準語文法』、「ナウカ」出版社、モスクワ) … 『ソ連 70 年文法』
Akademija nauk SSSR(1980) «Russkaja grammatika», Tom II, Sintaksis, Izdatel'stvo «Nauka», Moskva (ソ連科学アカデミー『ロシア語文法』、第 2 卷、統辞論、「ナウカ」出版社、モスクワ) … 『ソ連 80 年文法』
Kholodovich, A. A.(1954) «Ocherk grammatiki korejskogo jazyka», Izdatel'stvo literatury na inostrannykh jazykakh, Moskva (ホロドビッチ『朝鮮語文法概説』、外国語文献出版社、モスクワ)
Koncevich(1971) 「蘇聯의 韓國語學」, 『亞細亞研究』XIV, No.2, 高麗大學校 亞細亞問題研究所, 서울 (菅野裕臣による Koncevich, L. R.(1967) Korejskij jazyk, «Sovetskoe jazykoznanie za 50 let», Moskva の朝鮮語訳)
Shakhmatov, A. A.(1941) «Sintaksis russkogo jazyka», Gosudarstvennoe uchevno-pedagogicheskoe izdatel'stvo narkomproca RSFSR, Leningrad (シャフマトフ『ロシア語統辞論』ロシアソビエト連邦社会主義共和国教育人民委員部国立学習・教育出版社、レニングラード)

c) その他の文献

- 간노 히로오미[菅野裕臣](1997) 「북한 문법학의 계보와 소련 언어학과의 관계(1945~1990)」, 『東方學志』第 98 集, 延世大學校 國學研究院, 서울
- 金敏洙(1985) 『北韓의 國語研究』, 高麗大學校 出版部, 서울
- 김현강(1995) 『‘단어결합’의 문법적 개념화에 대한 연구』, 연세대학교 국어국문학과 석사논문
- 서상규(1997) 「‘단어결합’과 ‘단어어울림’에 대한 고찰」, 『東方學志』第 98 集, 延世大學校 國學研究院, 서울
- 임홍빈(1997) 『북한의 문법론 연구』, 한국문화사, 서울
- 조남신(1997) 『현대 노어학 개론』, 범우사, 서울
- 조의성(1997) 「현대한국어의 단어결합에 대하여」, 『朝鮮學報』第 163 輯, 朝鮮学会, 天理
- 言語学研究会(1983) 『日本語文法・連語論(資料編)』, むぎ書房
- 趙義成(1994) 「現代朝鮮語の-에서格について」, 『朝鮮學報』第 150 輯, 朝鮮学会, 天理
- 陳満理子(1996) 「現代朝鮮語の-로格について——単語結合論の観点から」, 『朝鮮學報』第 160 輯, 朝鮮学会, 天理
- 野間秀樹(1993) 「現代朝鮮語の対格と動詞の統辞論」, 『言語研究Ⅲ』, 東京外国語大学語学研究所

資料 1 : 『ソ連 60 年文法』と『共和国 60 年文法』の統辞論編の目次 (主要なもの)

『ソ連 60 年文法』	『共和国 60 年文法』
はじめに 序論 文法の構成部分としての形態論と統辞論 統辞論の対象としての単語結合 文と比べての、単語結合における単語間の統辞論的特質と種類 文に対して、単語結合における単語間の統辞論的結びつきを表す手段 等位的あるいは同種の単語結合(単語系列)に関する問題 単語結合と文の相互関係と相互関連 単語結合の形における単語の文法範疇と語彙的意味の相互作用、単語結合を作る法則 単語結合と成句論的単位 さまざまな種類の単語結合の機能的結びつきと同義的相関性 統辞論の研究対象としての文、わが国の言語学における文の理論の著作の歴史 文の基本的な文法的しるしとしての伝達の陳述性とイントネーション 「文」の概念に「句」の概念を対立させる試みに関する若干の覚書 文の分節について、そして文の成分について 複合文の研究の問題 単語結合 主導語が動詞の単語結合 主導語が名詞の単語結合 主導語が形容詞の単語結合 主導語が代名詞の単語結合 主導語が数詞の単語結合 主導語が副詞の単語結合 文 発話を目的とした文、非拡大文と拡大文 単純文 文の主要成分 主語 述語 文の 2 次成分 規定語 補語 状況語 文の同種成分 文の孤立した 2 次成分 単純 2 構成叙述文における語順 1 構成文の種類 不完全文 呼語 挿入ごと単語の挿入的結合 挿入文 追加挿入の文、単語および単語の結合 複合文 複合結合文 複合従属文 複雑な類型の複合文 従属接続詞によって連結した付加部分のある文 接続詞のない複合文 直接話法、間接話法と非固有＝直接話法	서론 I. 문장론의 연구 대상 II. 문장과 그 기본 표식들 III. 문장론적 제 관계의 기본적인 표현 수단 IV. 문장에서의 단어들의 연결 V. 문장의 성분화와 문장 성분 VI. 복합문 VII. 조선어 문장론에서 더욱 연구를 심화하여야 할 점들 단어들의 문법적 연결 I. 접속 1) 접속을 이루는 수법들 2) 접속의 유형들 II. 결합 1) 결합을 이루는 수법들 2) 결합의 유형들 III. 조선어가 가지는 접속 및 결합의 특성 (一) 조선어가 가지는 접속의 특성 (二) 조선어가 가지는 결합의 특성 1) 자립적 단어끼리의 결합 2) 보조어 또는 보조적으로 쓰이는 단어에 대한 결합 문장 [I] 문장의 종류 (一) 진술의 목적과 구조 문법적 특성에 따르는 종류 (二) 감동문 (三) 구조적 특성에 따르는 종류 [II] 단순문 (一) 조선어 문장 성분의 단위 및 표현 수단 (二) 문장 성분의 표현 (三) 단순문의 어순 (四) 불완전문 (五) 문장 성분 밖에 오는 어들 (六) 외구성문 [III] 복합문 (一) 일반적 설명 (二) 결합 복합문 (三) 접속 결합문 [IV] 문장에서의 병렬적 단위들의 귀일 관계 (가) 일반적 설명 (나) 단어의 형태에 귀일하는 경우 (다) 보조적 단어에 귀일하는 경우 [V] 문장에서의 조응 관계 (가) 일반적 설명 (나) 말을 높이거나 낮추는 데서의 조응 (다) 양태성과 관련된 조응 (라) 의문과 관련된 조응 [VI] 전달법 (가) 전달법의 개념 (나) 직접 전달어와 직접 전달법 (다) 간접 전달어와 간접 전달법 구두법

資料 2 : 『ソ連 60 年文法』と『共和国 60 年文法』の単語結合の記述方法 (抜粋)

『ソ連 60 年文法』	『共和国 60 年文法』
主導語が動詞の単語結合 主導語が動詞の無前置詞単語結合 対格形の名詞を従属語に持つ単語結合 客体的關係を表す単語結合 様態＝時間的、様態＝空間的および本来の量的關係を表す単語結合 生格形の名詞を従属語に持つ単語結合 客体的關係を表す単語結合 (中略) 与格形の名詞を従属語に持つ単語結合 造格形の名詞を従属語に持つ単語結合 客体的關係を表す単語結合 (中略) 前置詞 <i>iz</i> を持つ単語結合 前置詞 <i>iz-za</i> を持つ単語結合 前置詞 <i>iz-pod</i> を持つ単語結合 前置詞 <i>iz-ot</i> を持つ単語結合 (中略) 前置詞 <i>dlja, radi</i> を持つ単語結合 副詞的前置詞を持つ単語結合 名詞派生の前置詞を持つ単語結合 与格形の名詞を従属語に持つ単語結合 前置詞 <i>k</i> を持つ単語結合 (中略) 不定詞を従属語に持つ単語結合 主體的不定詞を持つ単語結合 客體的不定詞を持つ単語結合 副詞を従属語に持つ単語結合 (下略)	주도어가 동사인 경우 ㄱ) 명사, 수사, 대명사와의 결합 (i) 객체적 결합 (ii) 관련적 결합 ㄴ) 동사, 형용사와의 결합 (i) 관련적 결합 (ii) 의존어가 된 동사나 체언형을 취한 조건 밑에서 객체적 결합 ㄷ) 부사와의 결합

資料 3 : 各文法書における単語結合の類型の区分

ソ連 60 年文法		共和国 60 年文法		金大 76 年文法		金大 83 年文法		백준범(1992)	
等位 単語結合	(結合接続詞) (対立接続詞) (分離接続詞) _____	접	병렬적 접속 합동적 접속 대립적 접속 종속적 접속 종속적 접속	별립 결합	합침결합 맞섬결합 가림결합 _____	별립 결합	합침결합 맞섬결합 가림결합 _____	성분 적결합	성분적별립결합 합침결합 맞섬결합 가림결합 술어적 매임결합
	_____	속	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
従位 単語結合	_____	결	자립적 단어끼리의 결합 서술적 결합 객체적 결합 규정적 결합 관련적 결합 _____	매 임 결 합	세움결합 보탬결합 없음결합 꾸밈결합 들임결합 _____	매 임 결 합	세움결합 보탬결합 없음결합 꾸밈결합 들임결합 _____	성분 배 결 합	성분적대임결합 주어적결합 보어적결합 규정어적결합 상황어적결합 인용어적결합
	_____	합	보조어 또는 보조적으로 쓰이는 단어에 대한 결합		_____		_____	_____	자립적단어와 보조적단어의 결합

資料４：『ソ連 60 年文法』と『共和国 60 年文法』の単語結合論の主な違い

内 容	『ソ連 60 年文法』	『共和国 60 年文法』
統辞論の対象	単語結合、文	諸単語の連結(「結合」・「接続」、文
文の外で研究される単語結合	研究対象とする	研究対象としない
等位単語結合の地位	単語結合の下位部類とする	「接続」に属せしめる
陳述的結びつき	単語結合としない(文のしるし)	「結合」に属せしめる
「従属的接続」	複文の問題に属せしめる	「接続」の問題に属せしめる
分析的な形	単語結合としない	「結合」に属せしめる
成句論的結びつき	統辞論の対象としない	「強固な結合」として統辞論の対象とする